

「前海クロスボーダー人民元貸付管理暫定弁法」発表

トランザクションバンキング部
中国調査室

2012年12月27日、中国人民銀行深圳市中心支店（以下、深圳 PBOC）は、ホームページ上で、「前海クロスボーダー人民元貸付管理暫定弁法（深人銀発【2012】173号）」（以下、「暫定弁法」）が中国人民銀行に承認され、28日より施行することを発表しました。本文では、「暫定弁法」が発表された背景及び経緯並びに弊行が現時点までに確認できたポイントについて説明します。

1. 前海深港現代サービス協力区（以下、前海協力区）を巡る政策背景

80年代に本格化した改革開放政策では、当初華南の輸出・保税モデルが重要な役割を果たしてきました。しかし、中国の WTO 加盟などを通して中国全土で開放が加速すると、旧来の華南モデルが低付加価値産業として問題視されるようになってきました。

このような背景から 2008 年から「珠江デルタ地域発展計画要綱」や「広東省と香港の協力枠組み協定」などが中央政府主導で承認され、華南において本格的な産業構造の高度化に向けた動きが具体化し、2010 年には中国本土と香港の一体化エリアとして「前海深港現代サービス協力区全体発展計画」が国務院の承認を得るに至っています。

なお、第 2 次産業の発展を主導してきた深圳経済特区は、次世代の現代サービス産業の高度化を担うべく、香港のビジネスインフラとの一体化で大きな役割を果たしたいとの思惑があった一方で、サービス産業の発展には、自由な情報と柔軟な行政手続きが必要なため、中央政府は「地域限定の実験場」として香港に近い深圳を選んだものと思われれます。

2. 前海協力区に関する政策の経緯

2012年6月末に香港返還15周年にあわせた中国本土と香港の協力関係強化政策の一つとして「深圳前海深港現代サービス業協力区開発・開放に関する政策への批復」（以下、本批復）が国務院で承認されました。野心的な改革政策だけに共産党の新体制が固まらなければ具体的な規定は発表されないと言われていましたが、共産党大会後、習近平新総書記が最初の視察地として華南を訪れ、前海協力区で理事会と仲裁員の3分の1以上を香港人、同3分の1以上を香港・中国本土外の出身者とする国際商事仲裁機関が発足し、さらに「暫定弁法」の発表と、立て続けに前海協力区に動きが見られます。

前海協力区は、金融分野を初め、専門サービス業、教育・医療、電気・通信、人材などにおいて先導的な発展を目指しますが、特に人民元のオフショアセンターとして利便性を高める香港に近いだけに、金融分野とりわけ人民元決済に関する本規定の注目度は高くなっています。

3. 「暫定弁法」の主な内容

深圳 PBOC は、「暫定弁法」により、金融業の対外開放試験モデル地区として建設が進んでいる前海協力区の開発建設に対して重要な金融手段を与えると同時に、香港のオフショア人民元市場の発展や香港の銀行による人民元資産の拡大、クロスボーダー人民元の双方向での循環の形成を期待しています。なお、「暫定弁法」の主なポイントは以下の通りです。

項目	内容
対象企業 (第2条)	前海で登記設立し、かつ前海で実際に経営あるいは投資を行う企業が、 香港で人民元業務を行なう銀行 から人民元を借り入れること
域内取扱銀行 (第4条)	前海クロスボーダー人民元貸付を取り扱う深圳市の銀行・金融機関
残高管理 (第6条)	深圳 PBOC が、香港の人民元業務発展状況や、前海の建設発展需要及び中国国内マクロ・コントロール政策に基づき、香港からの人民元貸出の残高管理を実施
資金使途 (第7条、第16条)	国家関連政策に合致する前提の下、 前海の建設と発展に用いられること 銀行が使途の真実性を確認
借入期間 (第8条)	貸出人と借入人が実際の用途に応じ、合理的な範囲で自主決定
借入利率 (第9条)	貸出人と借入人が自主決定 但し、事前に深圳 PBOC への届出が必要
当局手続き (第10条)	貸出実行前に、域内取扱銀行を通じて深圳 PBOC に届出
借入口座 (第11条)	域内取扱銀行で本件借入金入金専用の一般口座を新規開設 当該口座は現金での入出金不可
保証・担保 (第15条)	域内金融機関および企業は、従来法令・規定に基づき保証及び担保を提供可
香港での口座開設 (第18条)	域内企業が本件借入のために香港で人民元口座を開設する場合、開設後5営業日以内に深圳 PBOC に届出

深圳 PBOC にヒアリングしたところ、「香港で人民元業務を行なう銀行」については、香港で設立された法人や支店を問わず、香港で人民元業務を取り扱う銀行であれば、前海協力区の企業に対してクロスボーダー人民元貸付の実行が可能なようです。

また、前海協力区に登記されている企業であれば、投注差を費消せずに香港からクロスボーダー人民元を借入できる可能性もあります。但し、資金使途には「前海の建設と発展に用い

られること」という限定が付されており、また委託貸付の原資としての利用も困難と考えられるので注意が必要です。

さらに、残高管理については、「暫定弁法」では個社毎の管理なのか前海協力区全体での管理なのか具体的な管理対象や残高の計算方法が明示されていませんが、一部報道によると、前海協力区全体での残高管理とし、当初規模は300億人民元から400億人民元で、その後500億人民元まで上限が拡大される模様です。なお、「暫定弁法」では「香港における人民元業務の発展状況」などを見ながら残高管理することが謳われているため、香港における2012年11月末の人民元預金残高が5,710億人民元であることを踏まえると、クロスボーダー人民元貸付残高を香港の人民元預金残高の10%以内にコントロールするのではないかと見る向きもあります。

4. まとめ

「暫定弁法」では、「前海協力区での法人設立」が求められており、また「人民元資金の使途も前海協力区の開発・発展に寄与するものに限定」されているなど不便な点もありますが、中国における域外調達最大のネックとなっている投差管理が回避できる可能性に注目が集まっています。また、貸付金利を自由に設定することが明示的に認められている点も重要です。従来のクロスボーダーローンでは、地方政府によっては香港調達の低金利に対して詳細な説明を求めるケースもありました。中国本土の場合、銀行貸出基準金利は人民銀行が定めています（例えば、期間1年の場合6%。但し、基準金利の0.7倍まで引下げ可能）が、香港の場合は各銀行が独自に貸出金利を決定しているため、前海協力区の企業は「暫定弁法」を利用することで中国本土対比有利なコストでの人民元調達が期待できます。

一方、香港のオフショア人民元プールには限りがあるため、前海協力区企業へのクロスボーダー人民元貸付実行により香港の人民元預金額が減少し、結果として、貸付金利が上昇し、当初想定されたほどの金利低減メリットが享受できないのではないかとの見方もあります。しかし、現状香港にはオフショア最大規模の人民元流動性が存在し、「暫定弁法」の公布と同時にHKMA（香港金融管理局）からも「前海地区の発展支援に向け、香港の成熟したオフショア人民元サービスのプラットフォームを活用することが容易になる」との積極支援の声明が発表されており、中国本土と香港両政府の後押しは利用者の安心感に繋がると思われます。

なお、「暫定弁法」に関しては、試行的に香港の大手銀行が「深圳前海ホールディング有限公司（中国語：深圳前海控股有限公司¹）」に対し数億人民元を融資する計画が進んでおり、最終調印を待つ段階のようです。前海協力区の関係者は、当該計画の実行により、前海クロスボーダー人民元貸付の実施細則と操作規定がより明確になると発言しており、今後

¹ 前海協力区管理局の100%出資会社で、同管理局の局長が董事長を兼務。前海協力区のインフラ整備や開発などの業務を担っています。

の動向を注視する必要があります。

また、前海協力区ではこれまでに180社以上が設立済みですが、そのうち約76%が金融関連と言われており、金融機関以外の現代サービス業者の前海協力区への進出が望まれます。今回「暫定弁法」が発表されましたが、クロスボーダー人民元貸付以外にも本批復の中の政策には細則が未発表のものが多数残されていることから、今後新たな細則の発表が待たれます。

以上

(執筆者:三菱東京 UFJ 銀行香港支店業務開発室)

以下は規定の原文と日本語訳です。

前海跨境人民币贷款管理暂行办法	前海クロスボーダー人民元貸付管理暫定弁法
<p>第一章 总则</p> <p>第一条 为促进香港离岸人民币业务进一步发展，支持前海深港现代服务业合作区（以下简称前海）开发建设，根据《前海深港现代服务业合作区总体规划》、《国务院关于支持深圳前海深港现代服务业合作区开发开放有关政策的批复》等有关文件精神，制定本办法。</p> <p>第二条 本办法所称前海跨境人民币贷款是指符合条件的境内企业从香港经营人民币业务的银行借入人民币资金。符合条件的境内企业（以下称借款企业）是指在前海注册成立并在前海实际经营或投资的企业。</p> <p>第三条 借款企业应依据本办法的规定开展相关业务，并履行提供相应业务资料及备案义务。</p> <p>第四条 本办法所称境内结算银行是指为前海跨境人民币贷款办理资金结算的深圳市银行业金融机构。境内结算银行应依据本办法的规定开展相关业务，并履行相应审核责任。</p> <p>第五条 中国人民银行深圳市中心支行（以下简称深圳人行）在中国人民银行总行的指导下，根据本办法对前海跨境人民币贷款业务实施监督。</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第一条 香港オフショア人民元業務の更なる促進及び前海深港現代サービス業協力区（以降、前海という）開発建設の更なる支援を目的とし、「前海深圳・香港現代サービス業協力区全面発展計画」、「國務院前海深港現代サービス業協力区開発開放に関わる政策支援の批復」に基づき、「暫定弁法」を制定する。</p> <p>第二条 「暫定弁法」が定めたクロスボーダー人民元貸付は、人民元業務を行っている香港の銀行から、条件に合致する域内企業に貸付する人民元資金を指す。条件に合致する域内企業（以下、借入企業という）は前海に登録設立、且つ前海で実際に経営または投資活動を行う企業を指す。</p> <p>第三条 借入企業は「暫定弁法」の規定に基づき、業務展開、関連業務資料の開示と届出義務を履行しなければならない。</p> <p>第四条 「暫定弁法」が定めた域内決済銀行は、前海クロスボーダー人民元貸付資金を決済する深圳市の銀行業金融機関を指す。域内決済銀行は「暫定弁法」の規定に基づいて業務展開を行い、且つ相応する審査責任を履行しなければならない。</p> <p>第五条 中国人民銀行深圳市中心支店（以降、深圳人民銀行という）は、中国人民銀行本店の指導の下、「暫定弁法」に従い、前海クロスボーダー人民元貸付業務に対して監督を実施する。</p>
<p>第二章 贷款投向、期限和利率</p> <p>第六条 深圳人行根据香港人民币业务发展情况、前海建设发展需求和国内宏观调控的需要，对前海</p>	<p>第二章 貸付資金使途、期限と利率</p> <p>第六条 深圳人民銀行は香港人民元業務の發展状況、前海建設發展需要及び国内マクロコントロー</p>

<p>企业获得香港人民币贷款实行余额管理。</p> <p>第七条 前海跨境人民币贷款的用途应在符合国家有关政策的前提下，用于前海的建设和发展。</p> <p>第八条 前海跨境人民币贷款期限由借贷双方按照贷款实际用途在合理范围内自主确定。</p> <p>第九条 前海跨境人民币贷款利率由借贷双方自主确定，在贷款发放前向深圳人行备案。</p> <p>第三章 业务办理</p> <p>第十条 借款企业应在办理前海跨境人民币贷款业务前通过境内结算银行向深圳人行提交备案申请。</p> <p>第十一条 借款企业应当按照《人民币银行结算账户管理办法》的规定，向境内结算银行提交营业执照等材料，申请开立一般存款账户，专门用于存放从香港汇入的前海跨境人民币贷款资金，该账户不得办理现金收付业务。</p> <p>第十二条 借款企业偿还前海跨境人民币贷款本息应凭借款合同、支付命令函、纳税证明等材料到境内结算银行办理。</p> <p>第十三条 前海跨境人民币贷款应通过境外人民币业务清算行或境内代理行办理跨境支付结算。</p> <p>第十四条 借款企业及其境内结算银行办理前海跨境人民币贷款业务，应当按照《国际收支统计申报</p>	<p>ル目標に合わせ、前海企業が取得した香港からの人民元貸付に対して残高管理を行う。</p> <p>第七条 前海クロスボーダー人民元貸付資金は、国家関連政策に合致することを前提に、前海の建設と発展に使用されることとする。</p> <p>第八条 前海クロスボーダー人民元の貸付期限は、貸手・借手双方が貸付使途に基づき、合理的な範囲内で自主的に決定する。</p> <p>第九条 前海クロスボーダー人民元の貸付利率は、貸手・借手双方が自主的に決定し、貸付実施前に深圳人民銀行に届出る。</p> <p>第三章 業務手続</p> <p>第十条 借入企業は、クロスボーダー人民元貸付業務の実施前に、域内決済銀行経由深圳人民銀行に届出申請を行わなければならない。</p> <p>第十一条 借入企業は、「人民元銀行決済口座管理弁法」の規定に基づき、域内決済銀行に営業許可書など証明資料を提出し、一般預金口座を開設し、香港より振込まれた前海クロスボーダー人民元貸付資金を預けるために使用する。該当口座で現金入出金業務を行ってはならない。</p> <p>第十二条 借入企業は、前海クロスボーダー人民元貸付資金とその利子の返済時、貸付契約、支払指示書及び納税証明など証明資料を持参し、域内決済銀行で手続きを行う。</p> <p>第十三条 前海クロスボーダー人民元貸付は、海外人民元業務クリアリング銀行または域内エージェント銀行経由でクロスボーダー決済を実施する。</p> <p>第十四条 借入企業及び域内決済銀行は、前海クロスボーダー人民元貸付業務を行う場合、「国際</p>
---	--

<p>办法》等有关规定办理国际收支申报。</p> <p>第十五条 境内金融机构和企业可根据《中华人民共和国担保法》、《中华人民共和国物权法》及《中国人民银行关于明确跨境人民币业务相关问题的通知》等相关规定，以保证、抵押或者质押等形式，为前海跨境人民币贷款提供担保。</p> <p>第四章 业务监督</p> <p>第十六条 境内结算银行应当对借款企业跨境人民币贷款资金使用的真实性进行审查。</p> <p>第十七条 境内结算银行应当认真履行信息报送义务，及时、准确、完整地向人民币跨境收付信息管理系统报送依据本办法开立的一般存款账户的开立信息，以及通过该账户办理的跨境人民币资金收入和支付信息。</p> <p>第十八条 境内企业因办理前海跨境人民币贷款需要，在香港开立人民币账户的，应在业务发生后五个工作日内报深圳人行备案。</p> <p>第十九条 境内结算银行应当按照《中华人民共和国反洗钱法》和中国人民银行的有关规定，切实履行反洗钱和反恐融资义务，预防洗钱、恐怖融资等违法犯罪活动。</p> <p>第二十条 深圳人行依据本办法对前海跨境人民币贷款业务实施非现场监管和现场检查。</p>	<p>收支統計申告弁法」など関連規定に基づき、国際收支申告を行わなければならない。</p> <p>第十五条 域内金融機関と企業は、「中華人民共和国担保法」、「中華人民共和国物権法」及び「人民銀行クロスボーダー人民元業務明確化に関わる通知」など関連規定に基づき、保証、担保または質権設定などの形式で、前海クロスボーダー人民元貸付に担保を提供することができる。</p> <p>第四章 業務監督</p> <p>第十六条 域内決済銀行は、借入企業に対して、クロスボーダー人民元貸付資金使途の真実性を審査しなければならない。</p> <p>第十七条 域内決済銀行は情報報告義務を履行しなければならず、「暫定弁法」に基づく関連普通預金口座の開設情報、及び本口座経由でのクロスボーダー人民元資金収支情報を即時、確実、完全にクロスボーダー収支情報管理システム経由で報告しなければならない。</p> <p>第十八条 域内企業は、前海クロスボーダー人民元貸付の需要があり、香港で人民元口座を開設する場合、口座開設後 5 営業日以内に深圳人民銀行に届出を行わなければならない。</p> <p>第十九条 域内決済銀行は、中華人民共和国アンチマネーロンダリング法」及びその他の中国人民銀行の関連規定に基づき、確実にアンチマネーロンダリングとアンチテロ融資義務を履行し、マネーロンダリングとテロなど違法活動に関わる融資を防止しなければならない。</p> <p>第二十条 深圳人民銀行は「暫定弁法」に基づき、前海クロスボーダー人民元貸付業務に対して、オフサイト監査とオンサイト検査を実施する。</p>
---	---

<p>第五章 附則</p> <p>第二十一条 借款企业、境内结算银行违反本办法有关规定的，深圳人行可以暂停其办理前海跨境人民币贷款业务。违反其他法律法规规定的，依据有关规定处理。</p> <p>第二十二条 本办法由深圳人行负责解释。</p> <p>第二十三条 本办法自发布之日起实施。</p>	<p>第五章 附則</p> <p>第二十一条 借入企業、域内決済銀行が「暫定弁法」に違反した場合、深圳人民銀行は前海クロスボーダー人民元貸付業務経営を一時的に無効にすることが出来る。その他の法律違反が発生した場合、関連規定に基づき罰則を課す。</p> <p>第二十二条 「暫定弁法」については、深圳人民銀行が政策解釈において責任を負う。</p> <p>第二十三条 「暫定弁法」は公布日より実施する。</p>
--	---

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行香港支店業務開発室】

- ☞ 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様自身でご判断くださいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- ☞ 当資料は銀行の関連業務に係わるフロー案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- ☞ 当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京 UFJ 銀行 (中国) 有限公司 トランザクションバンキング部 中国調査室

北京：北京市朝陽区東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階 照会先：石洪 TEL010-6590-8888 ext.214

邢燕燕 TEL010-6590-8888 ext.233

上海：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯豐大厦 22 階 照会先：張亜秋 TEL021-6888-1666 ext.4250

丁海聡 TEL021-6888-1666 ext.4255